



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平 成 2 6 年 ( 受 ) 第 9 4 0 号
決 定 日	平 成 2 7 年 2 月 1 3 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大 阪 高 等 裁 判 所 平 成 2 5 年 ( ネ ) 第 1 8 6 7 号 ( 平 成 2 6 年 2 月 2 1 日 判 決 )

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年2月13日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史 (印)

当事者目録

申 立 人	特定非営利活動法人京都消費者契約ネット ワーク
同 代 表 者 理 事 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	高  篤  英  弘 長  野  浩  三  ほか
相 手 方	旧商号株式会社ベストブライダル 株式会社ツカダ・グローバルホールディング グ
同 代 表 者 代 表 取 締 役 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	塚  田  正  之 森  倫  洋  ほか

これは正本である。

平成 27 年 2 月 13 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史

